



日本弁理士会 副会長  
竹内 耕三

## 「商標キャラバン隊」を成功させよう

### 今月のことば

平成 17 年度の一事業計画である地域知財活性化運動のひとつとして、「商標キャラバン隊」を結成し、その結団式が、7 月 1 日の秋葉原 CF の開設式において、太鼓の音とともに、厳粛にとり行われました。

#### 1. 結成の趣旨

結成の趣旨は以下の 2 つです。

##### (1) 地域知財活性化運動の一環

本会は、平成 17 年 4 月に事業計画の柱のひとつとして「地域知財活性化運動」を掲げ、その一環として、地域ブランド保護の法改正の動きに鑑み、その保護・活用の支援のため、商標キャラバン隊を結成することにしました。

##### (2) 衆議院の付帯決議

地域ブランドの保護のため「商標法の一部を改正する法律案」が衆議院に 5 月 11 日に上程され、翌日 5 月 12 日に通過、6 月 8 日に参議院を通過し可決し、6 月 15 日に公布されました。

衆議院の経済産業委員会での付帯決議の第五項には「本制度の実施に当たり、地域間の格差や地域の取組みに支障が生じないように、地域の団体、事業者からの相談へのきめ細かな対応を図るとともに、日本弁理士会の活動と連携しつつ、弁理士制度の地方展開を促進するための適切な措置を講ずること。」という文言が入りました。

今回の商標法改正は地域ブランドの保護であるため、地域の農協、漁協、工芸品組合とか、商標権者になりそうな団体に対して、誰がこの法律の周知を図るか、あるいはアドバイスをして疑問に答えていくのか、との疑問も投げかけられました。

弁理士が地域のユーザーのニーズに十分応えることができるのか、これが問われた結果、付帯決議の第五項が入り、間接的に、地域ブランドに関し日本弁理士会が、十分に地域のユーザーへの保護支援を行うこと、という任務が課された訳です。

本会は、この付帯決議に応えるためにも、商標キャラバン隊の活動を十分に行うことしました。

#### 2. 活動内容

商標キャラバン隊は、全国 47 都道府県に出向き、ユーザーに対するセミナー・相談会を行います。

地域ブランド商標という性質上、たとえば、ある県でセミナーを行ったから隣の県では行う必要がない、とはいきません。そこで 47 都道府県すべてに赴き、弁理士による地域における知財サービスが十分たることを企図しています。

#### 3. 構成と役割

都道府県窓口責任者、知的財産支援センター、商標委員会、研修所、広報センター等関係委員会・機関、近畿・東海・九州各支部各地区部会が一体となってこの大事業をやり遂げたいと思います。

特に都道府県窓口責任者の方には、当該地域に密着しているため、当該地域の顔として、都道府県との交渉など企画・運営を中心的な役割を、知的財産支援センターには企画運営のサポートを、商標委員会には、講師の派遣、テキストの作成及び広報パンフの作成を、広報センターには、文字通り広報を、研修所には会員への研修を、それぞれ担当して頂きます。

#### 4. 具体的活動方法

商標キャラバンの活動を効率的・効果的に進めるため、①活動指針、②企画・運営・広報マニュアル、③商標キャラバン隊によるセミナー、相談会等以降における問い合わせの対応要領、④商標キャラバン隊活動の確認連絡事項、⑤事務局対応などを作成しています。

今後とも、企画運営を円滑に進めるための努力をして、商標キャラバン隊を成功させ、弁理士としての知的財産貢献を果たしたいと思っておりますので、何卒ご支援・ご協力の程お願い申し上げます。